

# 令和7年度「全国中学生人権作文コンテスト京都大会」実施要領

主催 京 都 地 方 法 務 局  
京都府人権擁護委員連合会  
後援 京 都 府 教 育 委 員 会  
京 都 市 教 育 委 員 会  
京 都 新 聞  
N H K 京 都 放 送 局  
K B S 京 都  
京 都 パ ー プ ル サ ン ガ

## 1 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

## 2 応募規定

### (1) 対 象

京都府内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校その他の教育施設に在学する者で中学生に準ずる生徒

### (2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

### (3) 応募方法

ア 1人1編とし、未発表（自作）のものに限ります。

イ 学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。また、外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付するものとします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象となりません。

ウ 提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

エ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

オ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことな

く創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

カ 応募作文には、①学校名、②学年、③氏名 (ふりがな) 及び④題名を明記してください。

キ 学校ごとに応募作文(コピー不可)を取りまとめ、「人権作文応募票」とともに送付してください。

ク キにおいて取りまとめる際、各学校による事前審査は不要です(ただし、各学校において自主的に内容確認等をする際に、予備審査を行い、送付作文の選抜を行うことを妨げるものではありません。)

ケ ほかの作文コンテスト等と重複して応募することはできません。

コ 応募作文の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、主催者に帰属し、応募作文は返却しません。

(4) 応募の締切り 令和7年9月8日(月) (当日消印有効)

(5) 送付先 応募作文送付先(後記)のとおり

(6) 参加賞 応募生徒全員に参加賞を贈る。

### 3 入賞発表

審査を行い、次のとおり表彰します。

各賞の入賞者には、令和7年11月中(予定)に所属校を経て通知します。

表彰式は、令和7年12月20日(土)に行います。

(1) 優秀賞 16編(京都地方法務局長賞・京都府人権擁護委員連合会長賞・京都府教育委員会教育長賞・京都市教育長賞・京都新聞賞・NHK京都放送局賞・KBS京都賞・京都サンガF.C.賞)

(2) 佳作 20編以内

(3) 奨励賞 若干編

### 4 その他

(1) 優秀賞入賞作文の中から若干編を、法務省・全国人権擁護委員連合会主催「第44回全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦します。

(2) 優秀賞及び佳作受賞作文については、応募者の学校名、学年、氏名及び応募作文の題名を公表します。

中央大会への推薦作文については、応募者の学校名、学年、氏名(下記(3)の場合を除く。)及び応募作文の題名を公表するとともに、法務事務次官賞以上の受賞作文については法務省ホームページ、作文集等において作文の内容を公表します。また、その他の推薦作文の内容についても、公表することがあります。さらに、当該公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許

可することがあります。

なお、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

(3) 作文の公表に当たって、応募者が希望する場合は、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがあります。

(4) 優秀賞入賞作文の中から若干編を、12月初旬に京都新聞において発表します（予定）。

なお、公表した作文について、地方公共団体等から広報誌等への転載希望の申出があった場合には、原則として、承認します。

(5) 優秀賞入賞作文は、優秀作文集「京都人権」に収録し、京都府内の中学校、小学校、教育委員会等に配布します。

(6) 上記4(2)、(4)及び(5)について、不都合がある場合は、あらかじめ申し出てください。

(7) その他応募に関することは、京都地方法務局人権擁護課企画係（TEL：075-231-0325）へお問い合わせください。

<参考> 令和6年度 応募校 103校 応募数 8,807編

# 令和7年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会 人権作文応募票

学 校 名
学校所在地 〒
担当者（職・氏名）
連絡先 (TEL) <span style="float: right;">(FAX)</span>

学 年 別 応 募 及 び 送 付 数				
学 年	1 年	2 年	3 年	計
応募総数				
送付数				

- ※ 1 各作文には、①学校名・②学年・③氏名 (ふりがな)・④題名を必ず明記してください。
- 2 「応募総数」は、このコンテストに取り組んだ生徒の総数を記入してください。
- 3 「送付数」は、応募総数のうち法務局宛てに送付する作文数です。

-----  
 < 担当者意見欄 >

応募に当たり、御意見等があれば今後の参考とさせていただきますので、御記入ください。

-----

-----

-----

# 応募作文送付先

学校の所在地を管轄する下記の法務局（支局）へ送付してください。

※ 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町  〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地 京都地方法務局人権擁護課企画係 (☎ 075-231-0325)
※ 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町 井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村  〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶33番地2 宇治法務合同庁舎 京都地方法務局宇治支局 (☎ 0774-24-4122)
※ 亀岡市、南丹市、京丹波町  〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町平成台一号17 京都地方法務局園部支局 (☎ 0771-62-0208)
※ 宮津市、与謝野町、伊根町  〒626-0046 京都府宮津市字中ノ丁2534番地 宮津地方合同庁舎 京都地方法務局宮津支局 (☎ 0772-22-2561)
※ 京丹後市  〒627-0021 京都府京丹後市峰山町吉原71番地 京都地方法務局京丹後支局 (☎ 0772-62-0365)
※ 舞鶴市  〒624-0937 京都府舞鶴市字西110番地5 京都地方法務局舞鶴支局 (☎ 0773-76-0858)
※ 福知山市、綾部市  〒620-0035 京都府福知山市字内記10番地29 福知山地方合同庁舎 京都地方法務局福知山支局 (☎ 0773-22-1293)